

当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等

当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

自 2013年4月1日 至 2014年3月31日

第175期

# 株式会社 **東芝**

当社は、第175期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、第175期報告書には記載しておりません。

1. 事業報告の12 当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等、13 当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策
2. 連結計算書類の連結注記表
3. 計算書類の個別注記表

## 12. 当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役会が決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

#### ① 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役会は、定期的に執行役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させる。

イ. 取締役会は、経営監査部長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。

ウ. 監査委員会は、定期的に執行役のヒヤリングを行うとともに、経営監査部長から経営監査結果の報告を受ける。

エ. 監査委員会は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について執行役から直ちに報告を受ける。

#### ② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 執行役は、「書類保存年限に関する規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

イ. 執行役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報に取締役がアクセスできるシステムを整備する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CRO という。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。

イ. 執行役は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、ビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

#### ④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した中期経営計画、年度予算を承認する。

イ. 取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に行い、執行役は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき執行役、従業員の権限、責任を明確化する。

ウ. 執行役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。

エ. 執行役は、「取締役会規則」、「コーポレート権限基準」、「カンパニー権限基準」等に基づき、適正な手順に則って業務の決定を行う。

オ. 執行役は、月次報告会、業績評価委員会等により、年度予算の達成フォロー、適正な業績評価を行う。

カ. 執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用する。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 代表執行役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を遵守させる。

イ. CRO は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。

ウ. 担当執行役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

#### ⑥ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、子会社に対し、「東芝グループ行動基準」を採択、実施するよう要請する。

イ. 当社は、子会社に対し、その事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」に基づき当社に通知するよう要請する。

ウ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進するよう要請する。

エ. 当社は、子会社に対し、「東芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査体制を構築するよう要請する。

オ. 当社は、必要に応じ子会社の経営監査を実施する。

### (2) 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

取締役会が決議した、監査委員会の職務の執行のために必要な事項は次のとおりです。

#### ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助するため5名程度で構成される監査委員会室を設置し、監査委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

- ② 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項  
監査委員会室の所属従業員の人事について、監査委員会と事前協議を行う。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制  
ア. 執行役、従業員は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合、監査委員会に対して都度報告を行う。  
イ. 代表執行役社長は、監査委員会の指名する監査委員に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
ア. 代表執行役社長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。  
イ. 執行役、従業員は、定期的な監査委員会のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査委員会に報告する。  
ウ. 経営監査部長は、期初に経営監査の方針、計画について監査委員会と事前協議を行い、経営監査結果を監査委員会に都度報告する。  
エ. 監査委員会は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。  
オ. 担当執行役は、中間・期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査委員会に説明を行う。  
カ. 代表執行役社長は、経営監査部長の他の執行役、部門からの独立性確保に留意し、経営監査部長の人事について、監査委員会に事前連絡、説明を行う。

### 13. 当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

#### (1) 基本方針の内容

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

また、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情、その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、上記の要素に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

#### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは環境変化に強く高収益な企業体質を確立するための事業構造改革を継続し深化させるとともに、新たな収益基盤の確立に向けた事業構造転換を強力に推進してまいります。

#### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み(買収防衛策)

当社は、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を、2006年6月開催の定時株主総会における承認を得て導入し、2009年6月及び2012年6月の定時株主総会における承認を得て更新しています。

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付け等を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社経営陣から独立した社外取締役のみで構成される特別委員会は、外部専門家等の助言を独自に得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様へ

の情報開示と代表執行役の提示した代替案の評価、検討、開示、買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの 절차를遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付である場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合は、対抗措置の発動(買付者等による権利行使は原則として認められない旨の行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権の無償割当ての実施)がなされ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保します。

(4) 本プランの特徴(合理性)

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランは、以下のとおり、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則)を全て充足しており、また、その後の買収防衛策に関する実務や司法界等の関係機関の議論等を踏まえています。

ア. 株主意思の反映

本プランは、2006年6月開催の定時株主総会における承認を得て導入し、2009年6月及び2012年6月開催の定時株主総会における承認を得て更新したものです。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

イ. 独立性の高い社外者の判断による判断と情報開示

当社は委員会設置会社であり、当社の執行役を監督する立場にある3名以上の独立性のある社外取締役のみからなる特別委員会を構成することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、対象買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

ウ. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

エ. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

(注) 以上は買収防衛策の概要ですので、詳しい内容については当社ウェブサイト

([http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20120508\\_1.pdf](http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20120508_1.pdf))をご参照ください。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(重要な会計方針)

#### 1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の2第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

#### 2) 棚卸資産

原材料並びに在庫販売目的の製品及び仕掛品は、取得原価あるいは時価のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は主として平均法により算定されています。注文販売目的の製品及び仕掛品については取得原価あるいは予想実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は累積製造原価により算定されています。

#### 3) 投資有価証券及びその他の投資

「Accounting Standards Codification」(以下「ASC」という。)320「投資一負債証券及び持分証券」に準拠し、市場性のある有価証券すべてを売却可能有価証券に分類し、公正価値で報告するとともに税効果考慮後の未実現保有損益をその他の包括利益(損失)累計額に含めています。市場価格のないその他の投資は取得原価で計上しています。有価証券の売却に伴う実現損益は、売却時点の個別保有銘柄の平均原価に基づいています。

#### 4) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用しています。

(減価償却方法の変更)

当社及び国内子会社における有形固定資産の減価償却の方法は、これまで主として定率法を採用してきました。海外子会社における有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用していました。2013年4月1日より、当社及び国内子会社における有形固定資産の減価償却の方法を、主として定額法に変更しています。当社グループは、当連結会計年度より開始した「2013年度中期経営計画」において、注力分野の明確化による安定収益基盤の確立、拠点最適化や海外M&Aを始めとしたグローバル事業展開の加速を継続的に推進しています。これらの施策により、海外における最適地生産および国内製造拠点のスリム化が進み、高付加価値品の生産に特化することで、より安定的な収益が見込まれます。また、国内既存設備については、拠点集約により設備稼働が平準化され、設備投資計画についても、既存設備の更新及び合理化を中心に予定しており、今後の設備稼働は安定的に推移することが見込まれる為、国内における有形固定資産の減価償却の方法を定額法に変更することがより適切な原価配分を可能にすると判断しました。

ASC 250「会計上の変更及び誤謬の修正」に準拠し、この減価償却の方法の変更は、会計方針の変更による会計上の見積りの変更となり、2013年4月1日以降に影響します。従来の方法と比較して、継続事業からの税金等調整前当期純利益及び当社株主に帰属する当期純利益はそれぞれ37,963百万円及び24,072百万円増加し、基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は5.68円増加しています。

#### 5) 長期性資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を除く長期性資産について、資産の帳簿価額を回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、割引前予想キャッシュ・フローに基づいて減損の有無を評価しています。当該資産の帳簿価額を回収できないと判定された場合は、公正価値に基づき評価損を計上しています。公正価値は、リスクに見合う割引率を用いて算出した予想キャッシュ・フローに基づいて測定されます。売却予定の長期性資産の場合、減損には売却費用も含まれます。売却以外の処分予定の長期性資産は、処分するまで保有かつ使用される資産として分類します。

#### 6) のれん及びその他の無形資産

ASC 350「無形資産—のれん及びその他」に準拠し、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、償却をしないかわりに少なくとも1年に一度は減損のテストを行っています。

耐用年数が明らかな無形資産については、それぞれの見積耐用年数にわたって償却しています。

7) 貸倒引当金

受取債権に対する貸倒引当金は貸倒の実績、滞留状況の分析及び個別に把握された回収懸念債権を総合的に勘案し計上されています。法的な償還請求を含め、すべての債権回収のための権利が行使されてもなお回収不能な場合に、当該受取債権の全部または一部は回収不能とみなされ、貸倒引当金が計上されます。

8) 未払退職及び年金費用

当社及び一部の子会社は、従業員を対象とした種々の退職金及び退職年金制度を有しています。退職金制度の改訂によって生じた過去勤務費用は、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務または年金資産のいずれか大きい金額の10%を超える未認識の保険数理上の損益についても、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

9) 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(損失)

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(損失)は、期中の加重平均発行済普通株式数に基づき計算されます。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- 1) 保証債務及び保証類似行為 69,208 百万円
- 2) その他の包括損失累計額には、未実現有価証券評価損益、外貨換算調整額、年金負債調整額、未実現デリバティブ評価損益が含まれています。
- 3) 重要な係争事件

2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定したため、2007年4月にEU一般裁判所に決定の取消しを求めて訴訟を提起しました。2011年7月、同裁判所は、当社に対する課徴金を全て取消しましたが、欧州競争法違反行為があったとする欧州委員会の決定を支持したため、同年9月、当社は、EU司法裁判所に上訴しました。2012年6月、欧州委員会は、上述の判決により取消された課徴金を算定し直し、当社に対し56.8百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロの課徴金を再賦課することを決定したため、同年9月、当社は、この決定に関する手続及びその内容が不当であるとして、EU一般裁判所へ提訴し争っています。なお、当社による欧州競争法違反行為の有無については、2013年12月にEU司法裁判所により、欧州委員会の決定を支持する最終判断が下されたため、当社は、上記課徴金に対して合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。

2011年2月、防衛省は、当社と防衛省の間で締結された「F-15用偵察システム」に関する開発製造請負契約につき一方的に解除の通知を行いました。2011年7月、当社は、この防衛省による解除を不当として、既に完成している部分についての代金等約9,319百万円の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。2012年10月、防衛省は当該契約の解除に基づく違約金請求の反訴を提起しました。2014年3月、当社は、約3,017百万円の請求の拡張を行いました。当社は契約に基づき適正に業務を遂行しており当該契約解除及び違約金請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張していきます。

2006年12月以降、米国において、当社グループ等に対し、液晶ディスプレイ関連製品の購入者等から米国競争法違反の疑いを理由に損害賠償を求める訴訟が提起され、このうち集団訴訟については原告との間で和解に合意しましたが、個別企業等との訴訟は係属しています。液晶ディスプレイ事業において当社グループは一切の違反行為はないと考えているため、当社の主張が認められるよう、あらゆる法的手段を用いて対応を進めていきます。

2012年12月、欧州委員会は、テレビ用カラーブラウン管市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社に対し約28百万ユーロ、これに加えてパナソニック株式会社及びMT映像ディスプレイ株式会社と連帯して約87百万ユーロの課徴金を賦課することを決定しました。しかし、当社の調査では、当社はかかる欧州競争法に違反する行為を行っていないため、2013年2月、EU一般裁判所へ提訴しました。

2013年11月、日本郵便株式会社は、郵便番号自動読取区分機類入札に関して、当社及び日本電気株式会社に対して、独占禁止法違反を理由とする損害賠償を求める訴訟を提起し、当社に対し約3,756百万円及びその遅延損害金の支払いを求めています。これは、2010年12月に公正取引委員会による排除措置命令が確定したことを受けたものですが、当社としては、日本郵便株式会社の主張する損害と当社の行為との間に因果関係がなく、日本郵便株式会社の請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張していきます。

### 3. 非継続事業

当社は、サムスン電子株式会社(以下「サムスン電子」という。)と株式会社OPTIS(以下「OPTIS」という。)との間で2014年3月26日付で、光学ドライブ事業の急激な市場変化に対応するため、構造改革として光学ドライブ事業の事業譲渡に関する契約を締結しました。当社およびサムスン電子は、両社が保有する東芝サムスン ストレージ・テクノロジー社(以下「TSST」という。)の完全子会社で事業運営主体である東芝サムスン ストレージ・テクノロジー韓国社(以下「TSST-K」という。)の全株式を、製造委託先であるOPTISに3年後を目途に譲渡します。完全譲渡へのステップとして、OPTISは4月までにTSST-Kが新株発行する株式を取得し、これによって、TSSTが保有するTSST-Kの株式を50.1%に引き下げます。

ASC 205-20「財務諸表の表示-非継続事業」に従い、光学ドライブ事業に係る経営成績を連結損益計算書上、非継続事業として区分表示しています。

非継続事業として組み替えて表示された光学ドライブ事業に係る経営成績は以下のとおりです。

売上高及びその他の収益	74,733 百万円
売上原価及び費用	89,754 百万円
非継続事業からの税金等調整前当期純損失	△15,021 百万円
法人税等	0 百万円
非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失(税効果後)	△15,021 百万円
非継続事業からの非支配持分に帰属する当期純損益(控除)	△6,319 百万円
非継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失	△8,702 百万円

#### 4. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金を主体として資金運用しています。また社債発行及び銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しています。

投資有価証券は主として株式であり、市場性のある有価証券については、市場価格により公正価値を評価しています。

社債及び長期借入金の用途は運転資金及び設備投資資金です。

当社グループは通常のリスク管理の一環として、主に先物為替予約、金利スワップ契約、通貨スワップ契約及び通貨オプションといった様々な金融派生商品をリスクを軽減するために利用しています。当社グループは、金融派生商品のリスク管理、承認、報告及び監視に係る方針及び規程を有しています。当社グループの方針はトレーディング目的の金融派生商品の保有または発行を禁止しています。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2014年3月31日における連結貸借対照表計上額、公正価値及びその差額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	公正価値	差額
金融商品に関する資産			
投資有価証券及びその他の投資	228,861百万円	228,861百万円	—
金融商品に関する負債			
社債及び長期借入金	1,208,018百万円	1,215,525百万円	7,507百万円
金融派生商品	2,693百万円	2,693百万円	—

上記の表は、公正価値が貸借対照表計上額とほぼ同額である金融商品及びリース関連の金融商品を除いています。

当社グループは、これらの金融商品の公正価値を見積るに当たって、期末時点での市場情勢とリスクの見積りに基づいた種々の方法及び仮定を用いています。現金及び現金同等物、受取手形及び売掛金、短期借入金、支払手形及び買掛金並びに未払金及び未払費用を含む一定のものは、その大部分が満期までの期間が短いため、貸借対照表計上額と公正価値はほぼ同額であるとみなしています。投資有価証券及びその他の投資の一部は、公表されている市場価格を用いています。社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている市場価格により、あるいは公表されている市場価格が存在しない場合には将来のキャッシュ・フローの見積現在価値により見積っています。その他の金融商品の公正価値の決定には、将来キャッシュ・フローの見積割引現在価値及び再取得価額等の手法が用いられています。これらの公正価値は、必ずしも期末日現在での市場における実現可能額を示していません。

原価法により評価される市場性のない有価証券については、公正価値を見積ることが実務上困難であるため、「投資有価証券及びその他の投資」には含めていません。

#### 5. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり継続事業からの当期純利益

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 14円06銭

1 株当たり非継続事業からの当期純損失

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純損失 △ 2円06銭

1 株当たり当期純利益

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 12円00銭

なお、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)

時価のないもの…移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………個別法による原価法又は移動平均法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法又は総平均法による原価法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～50年、機械及び装置が3～18年です。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法によっています)を採用していましたが、当期から定額法に変更しています。

当社グループは、当期より開始した「2013年度中期経営計画」において、注力分野の明確化による安定収益基盤の確立、拠点最適化や海外M&Aを始めとしたグローバル事業展開の加速を継続的に推進しています。

これらの施策により、海外における最適地生産及び国内製造拠点のスリム化が進み、高付加価値品の生産に特化することで、より安定的な収益が見込まれます。また、国内既存設備については、拠点集約により設備稼働が平準化され、設備投資計画についても、既存設備の更新及び合理化を中心に予定しており、今後の設備稼働は安定的に推移することが見込まれる為、国内における有形固定資産の減価償却の方法を定額法に変更することがより適切な原価配分を可能にすると判断しました。この変更により、従来の会計処理に比べ、減価償却費は32,664百万円減少、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ32,664百万円増加しています。

(会計上の見積りの変更)

減価償却方法の変更を契機に使用実態の調査を行った結果、当期から使用実態に基づき有形固定資産の残存価額及び耐用年数を見直しています。なお、残存価額については備忘価額まで償却する方法に変更しています。これらの変更により、従来の会計処理に比べ、減価償却費は9,427百万円増加、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ9,427百万円減少しています。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量に基づく方法又は残存有効期間(3年以内)に基づく定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

#### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

#### 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用に充てるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。

#### 工事損失引当金

当期末において見込まれる未引渡工事の損失に備えるため、当該見込額を引当計上しています。

#### 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額等に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額を引当計上しています。

#### 退職給付引当金

退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生翌期から費用処理しています。

#### パソコンリサイクル引当金

パソコンのリサイクルに対する費用に充てるため、リサイクル費用見込額を販売実績を基礎に計上しています。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しています。

#### (7) ヘッジ会計の方法

##### ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

##### ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ等

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務、外貨建予定取引、借入金等

##### ヘッジ方針

為替リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、当社の実需の範囲内でヘッジを行っています。

##### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

#### (8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

#### (9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

#### (10) 記載金額の表示

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### 担保に供している資産

長期貸付金	27 百万円
関係会社株式	18 百万円

上記の資産は関係会社の借入金 772 百万円に係る担保です。

### (2) 有形固定資産減価償却累計額

1,325,763 百万円

(3)保証債務及び保証類似行為

発行した社債及び金融機関からの借入等に対して、次のとおり保証を行っています。

(単位:百万円)

被 保 証 者	保 証 債 務 及 び 保 証 類 似 行 為 残 高
ウ エ ス チ ン グ ハ ウ ス エ レ ク ト リ ッ ク カ ン パ ニ ー 社	492,851
ウ エ ズ ダ イ ン イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル 社	41,888
東 芝 ジ ェ イ エ ス ダ ブ リ ュ ー ・ パ ワ ー シ ス テ ム 社	34,207
そ の 他	105,357
合 計	674,305

(4)重要な係争事件

2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定したため、2007年4月にEU一般裁判所に決定の取消しを求めて訴訟を提起しました。2011年7月、同裁判所は、当社に対する課徴金を全て取消しましたが、欧州競争法違反行為があったとする欧州委員会の決定を支持したため、同年9月、当社は、EU司法裁判所に上訴しました。2012年6月、欧州委員会は、上述の判決により取消された課徴金を算定し直し、当社に対し56.8百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロの課徴金を再賦課することを決定したため、同年9月、当社は、この決定に関する手続及びその内容が不当であるとして、EU一般裁判所へ提訴し争っています。なお、当社による欧州競争法違反行為の有無については、2013年12月にEU司法裁判所により、欧州委員会の決定を支持する最終判断が下されたため、当社は、上記課徴金に対して合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。

2011年2月、防衛省は、当社と防衛省の間で締結された「F-15用偵察システム」に関する開発製造請負契約につき一方的に解除の通知を行いました。2011年7月、当社は、この防衛省による解除を不当として、既に完成している部分についての代金等約9,319百万円の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。2012年10月、防衛省は当該契約の解除に基づく違約金請求の反訴を提起しました。2014年3月、当社は、約3,017百万円の請求の拡張を行いました。当社は契約に基づき適正に業務を遂行しており当該契約解除及び違約金請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張していきます。

2006年12月以降、米国において、当社グループ等に対し、液晶ディスプレイ関連製品の購入者等から米国競争法違反の疑いを理由に損害賠償を求める訴訟が提起され、このうち集団訴訟については原告との間で和解に合意しましたが、個別企業等との訴訟は係属しています。液晶ディスプレイ事業において当社グループは一切の違反行為はないと考えているため、当社の主張が認められるよう、あらゆる法的手段を用いて対応を進めていきます。

2012年12月、欧州委員会は、テレビ用カラーブラウン管市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社に対し約28百万ユーロ、これに加えてパナソニック株式会社及びMT映像ディスプレイ株式会社と連帯して約87百万ユーロの課徴金を賦課することを決定しました。しかし、当社の調査では、当社にかかる欧州競争法に違反する行為を行っていないため、2013年2月、EU一般裁判所へ提訴しました。

2013年11月、日本郵便株式会社は、郵便番号自動読取区分機類入札に関して、当社及び日本電気株式会社

に対して、独占禁止法違反を理由とする損害賠償を求める訴訟を提起し、当社に対し約 3,756 百万円及びその遅延損害金の支払いを求めています。これは、2010 年 12 月に公正取引委員会による排除措置命令が確定したことを受けたものですが、当社としては、日本郵便株式会社の主張する損害と当社の行為との間に因果関係がなく、日本郵便株式会社の請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張していきます。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	976,109 百万円
長期金銭債権	121,467 百万円
短期金銭債務	955,039 百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	2,289,663 百万円
(2) 関係会社からの仕入高	2,479,521 百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	117,533 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	4,237,602,026 株
(2) 当期末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	3,111,467 株
(3) 剰余金の配当に関する事項	

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2013年5月8日 取締役会	16,939百万円	4円00銭	2013年3月31日	2013年 6月3日
2013年10月30日 取締役会	16,938百万円	4円00銭	2013年9月30日	2013年12月2日
2014年5月8日 取締役会(予定)	16,937百万円	4円00銭	2014年3月31日	2014年 6月2日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認、繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、租税特別措置法に基づく積立金の積立等です。

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 10 号)が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税の課税が廃止されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 38.0%から、平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 5,890 百万円減少し、法人税等調整額は 5,890 百万円増加しています。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位:百万円)

種類	会社名	議決権等の所有割合(注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東芝アメリカ電子部品社	所有 100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売(注3)	338,612	売掛金	25,080
子会社	モバイル放送㈱	所有 90.3%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)	-	その他の流動資産	63,550
子会社	東芝アメリカ社	所有 100.0%	資金の貸付等	資金の貸付(注6)	-	その他の流動資産	51,975
				利息の受取(注6)	85	その他の流動資産	8
子会社	ランディス・ギアホールディング社	所有 60.0%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)	-	長期貸付金	43,741
				利息の受取(注4)	1,371	その他の流動資産	206
子会社	東芝国際調達台湾社	所有 100.0%	仕入等	仕入(注5)	1,318,828	買掛金	312,242
子会社	東芝プラントシステム㈱	所有 61.5%	仕入等 資金の預り等	仕入(注5)	77,818	買掛金	51,344
				資金の預り(注6)	-	預り金	69,740
				利息の支払(注6)	163	未払費用	32
子会社	東芝国際調達香港社	所有 100.0%	仕入等	仕入(注5)	168,625	買掛金	41,217
子会社	東芝インターナショナルファイナンス英国社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の預り(注6)	-	預り金	72,232
				利息の支払(注6)	52	未払費用	-
子会社	ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社	所有 100.0%(注2)	債務保証等	債務保証等	492,851	-	-
子会社	ウェズダイインターナショナル社	所有 100.0%(注2)	債務保証等	債務保証等	41,888	-	-

(注)1. 上記の議決権等の所有割合には、子会社による間接所有の議決権を含んでいます。

- 当社及び当社の子会社が議決権の87%を有する東芝原子力エナジーホールディングス(米国)社がウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社及びウェズダイインターナショナル社の議決権の全部を有しています。
- 当社製品の販売については、市場価格を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
- 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
- 仕入については、市場価格を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
- 当社グループ会社間の資金集中取引(プーリング取引を含む)により資金の貸付及び預りを行っています。貸付及び預りに伴う利息は市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。

## 7.1 株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額	227円86銭
(2)1株当たり当期純利益	13円86銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2014年4月1日付けで、当社の映像事業を会社分割により連結子会社である東芝ライフスタイル株式会社に承継しました。

### ①会社分割の概要

#### ア. 分割後企業の名称

東芝ライフスタイル株式会社

2014年4月1日付で、東芝ホームアプライアンス株式会社から商号を変更しました。

#### イ. 分割した事業の内容

当社のデジタルプロダクツ&サービス社が行っていた映像事業、関連事業等（ただし、DVD及びBD規格必須特許に係るライセンス事業、コピープロテクションに係る事業並びにデジタルプロダクツ&サービス社のプラットフォーム&ソリューション開発センターが行っている研究・開発業務は除く。）

2014年4月1日付で、デジタルプロダクツ&サービス社からパーソナル&クライアントソリューション社に名称を変更しました。

#### ウ. 会社分割を行った主な理由

映像事業と家電事業を統合することでコンシューマ事業として共通の資源共有を図り、国内における販売・アフターサービス体制の一層の効率化、新興国市場を中心とした海外での販売強化、スマート家電等の新分野への開発投資の促進などを図るため会社分割を行いました。

#### エ. 会社分割日

2014年4月1日

#### オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝ライフスタイル株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

### ②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。